

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請（組織改正）【3】」
2. 日時：令和5年4月3日（月）13時30分～14時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力建設部長 他13名（うち7名※）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・資料1 原子炉施設保安規定における保安に関する組織の位置付けについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁スズキです。本日は、九州電力川内玄海の、
0:00:08	組織編組織改正に関わる保安規定変更認可申請のヒアリングを行います。
0:00:14	前回のヒアリング 3 月 17 日に一通りを聞いたんですけども、
0:00:22	その際に、原子燃料部長と、資材調達部長、東風これら、
0:00:30	部長に保安のにかかる職務が一部あるというお話があったんですけども、
0:00:37	それ以外の商取引も含めて現在は、保安規定の方の五条の方に、
0:00:44	職務を記載しているとその辺のことについては、これまでの経緯がある ということ九州電力の
0:00:52	方から発言がありましてその経緯について説明が本日なされると思っております。
0:01:00	資料の方は一通り読みましたけれども、内容、
0:01:06	直接的に関わる内容ではないと思えますけれどもとりあえず経緯ということですので、九州電力の方から簡単に説明をしていただいて、
0:01:16	質疑応答に入りたいと思えます。では九州電力説明をお願いします。
0:01:24	はい。九州電力の植村でございます。よろしく願いいたします。それでは
0:01:30	まず、本日の資料でございますが、原子炉施設保安規定における保安に関する組織の位置付けということでご説明をさせていただきます。一番の経緯といたしまして、
0:01:40	2023 年 3 月 7、3 月 11 日、前回のヒアリングでですね、組織改正に伴う原子炉施設保安規定の変更認可に係る
0:01:51	変更認可におきまして、下、資材調達部門等原子燃料部門が保安に関する組織に該当することについて説明するよう、
0:02:02	お話がありましたので、事業者の見解としてお持ちいたしました。
0:02:06	2 番に記載の通りでございますが、事業者見解としまして、経緯をご説明させていただきます。平成 16 年に保安規定の変更認可申請の補正申請で、資材調達部門と、
0:02:21	原子燃料部門、当時は
0:02:27	失礼しました。
0:02:29	経営面組織とすることが必要と判断して保安規定に定めて認可をいただいていると、その内容ですが、経営組織として判断した理由は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	平成 16 年の 3 月 22 日に発出されましたメディ文書、指示文書にて重役 4111 に基づく品証計画の記載内容は、
0:02:50	計画に含まれた業務内、業務について、実現可能性の観点から問題があれば、保安規定は認可されないとされていることということが記載されてございます。
0:03:02	それから、合わせて品質保証計画に含まれる調達業務の実現可能性を考える上で、商取引行為とはいえ行為、契約行為を行う猪、資材調達部門、
0:03:14	原子燃料部門は、調達業務に欠かせない部門であることという、当時の整理から、
0:03:21	本規定に入れている次第でございます。その後、令和 2 年の 4 月に品管規則が施行された。
0:03:28	後でも品質管理に基づく品質マネジメントシステム計画に変更した保安規定が認可されましたが、
0:03:37	調達業務の基本的な要件に変更がないと認識していることから、QMS 組織の変更はしてございません。
0:03:45	よって、2023 年の 1 月 20 日に申請した組織改正に伴う、保安規定の変更認可申請においては、資材調達部門と、根井原子燃料部門は、従前の通り、KM 組織として、
0:03:58	運用を継続していると考えてございます。
0:04:02	裏面の次のページ通しページの 2 ページでございます。
0:04:06	当時の平成 15 年の 11、10 月 1 日、
0:04:10	実用元発電用原子炉主原子炉の設置運転等に関する規則の改正を踏まえた
0:04:17	当時の
0:04:19	保安規定の変更認可申請、それから補正申請、認可に至る経緯を記載してございます。
0:04:26	S
0:04:27	通しページ 3 ページでございます。こちらが当時の指示文書でございます、
0:04:34	平成 15 年の保安規定最初の申請におきまして、指示文書が出ている次第でございます。アンダーラインのところでございますが、品質保証に関する記載内容については、品質保証が適切に
0:04:49	構築され、運用されるために必要な管理の枠組みを示す観点から、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	実効性の伴うものである必要があるにもかかわらず、申請された保安規定変更認可案は、極めて確率的なものであり、
0:05:04	原子炉、原子炉による災害防止上の観点から十分ではないと判断すると。
0:05:11	記載されてございます。通しページの4ページ目、
0:05:15	下の方になりますが、記載の基本原則というところで、当該発電所の保安活動に関するQMSの管理の管理の
0:05:26	程度が把握できるように、原子炉施設、
0:05:30	原子炉設置者の視点から記載されなければならないと。
0:05:33	ございます。少し飛びますが、
0:05:37	通しページ、右下6ページ目ですね、1ポツ6のところアンダーラインを引いておりますが、原子炉、原子力安全に対する実用性に応じ、
0:05:49	的適用の程度を合理的に考え、組織の規模、
0:05:54	能力に応じたものでなければならず、計画に含まれた業務が合理的に実現可能でなければならないことが対大前提であり、
0:06:03	204市1市の要求事項を満足していても実現可能性の観点から問題があれば、これを含んだ保安規定は認可されないと。
0:06:13	さらにその下、1ポツ7でございまして、原子炉設置者をトップマネジメントとした。
0:06:21	当該発電所の保安に係るすべての組織とし、経営層、本店の原子力部門、発電所、その他の
0:06:31	保安関連部署、こちらは自覚事業者により異なるというベースが、これらを含まなければならないと。
0:06:40	記載されております。当時のこれらの経営都市経緯を踏まえまして当社としましては、
0:06:46	原子燃料部門、資材調達部門におきましては、QMS組織として、
0:06:52	これまでも運用してきておりまして今後も継続するものと考えてございます。
0:06:59	ご説明は以上になります。
0:07:06	原子力規制庁スズキです。
0:07:09	経緯を説明していただいて、
0:07:15	けっきょく食うのところ、当時、平成16年と言われている当時に於いて、NTTの指示文書NISA文書ですけれども、
0:07:26	こちらにおいても保安の業務保安に係る組織と
0:07:32	それから法案に両者に係るKSの確立とそういう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:38	結局法案の業務というところをメインに、指示なり、申請なり、
0:07:45	手続きなりをしているところについては、現状の規則と大きく変わるところはないかなというのが、
0:07:55	私の印象です。で、
0:08:02	その一方で、
0:08:07	九州電力としては、QMSは一部、
0:08:11	原子燃料部門、それから資材調達部門の保安の業務ではない。
0:08:18	領域も少し含めて、QMSを確立するということを、
0:08:24	されているので、保安規定にはそのパッケージとして、
0:08:29	記載しているんだという経緯については理解したつもりですけども、私の理解、正しいでしょうか。
0:08:38	はいその通りで結構です。
0:08:47	規制庁鈴木です。それが前提として、
0:08:52	やはり
0:08:55	現時点において、
0:08:57	改めて見てみると、保安規定の五条保安に係る組織、その職務のところ、
0:09:06	というところについては、何が法案の業務である。
0:09:12	何がそれ以外であるというところはやはり、
0:09:15	明確にすべきかなというところを思っていますそれはなぜかといいますと、
0:09:21	保安規定の審査にあたって、実用炉則、92条1項3号、
0:09:43	発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織のところで、明確に、
0:09:51	公安のために講ずべき措置、必要な組織、
0:09:56	それからその職位の職務内容が定められていると。このところで、
0:10:03	何がやはり法案の
0:10:06	ために講ずべき措置に必要な職務なのかというところは、明確になってないと。
0:10:14	我々としては誰が何をやっているのかというところを理解できないと思っておりますので、
0:10:20	現時点で言うと、原子燃料部門、それから資材調達部門において、
0:10:28	調達先の評価選定等という言い方になってるんですけども、前回のヒアリングにおいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:36	原子燃料の調達に関して言うと原子力技術部門が、調達先の技術的な評価だとか、
0:10:44	それから、どんなところをその技術的評価を行って認めるとするのか、そういったところは減少技術部門がやられていて、
0:10:54	そこで原子力技術部門が確認した調達先について、原子燃料部門が調達先の管理として、
0:11:05	例えば三菱燃燃料だとか、NFIだとかっていうところを多分、
0:11:10	認めたものとして、管理されるというところを原子燃料部門でやられると いうことを言われたと思ってましたので、管理というのはどういう内容な のかっていうところにも、
0:11:22	よると思いますけど定期的な監査なんでやる何かをやるのは、別の部 門かもしれませんけれども、そこがしっかり管理された状態にあると。
0:11:32	いうところを、を見ているのは原子燃料部門かなと思いますのでその 部分については、
0:11:39	しっかり記載をしていただいた上で、
0:11:42	それ以外に、商取引と書くかどうかわからないですけども、
0:11:51	そういったところの、
0:11:54	調達先の評価選定という同じ言葉を使うと。
0:11:58	ごっちゃになっちゃうかもしれないので、違う言葉で書いていただいた方 が、
0:12:04	いいかなと思うんですけども、これまず、保安の業務に関して、
0:12:09	書かれる時は品管規則と、或いはQMSで、
0:12:14	そして、設置許可申請書の添付書類 11 で書かれた言葉を使ってしっか り書いていく。
0:12:23	それが原子力技術部門にあれば技術部門のところをしっかり書いてい ただいて、
0:12:28	一方で、同じような商取引の作業をするのが原子燃料部門にあれば、 なお書き等でですね。
0:12:35	そういった作業もするんですと、そういうことを書き分けられた方がいい し、
0:12:41	逆に言うと書き分けられないと我々としては、
0:12:45	保安の業務実際何なのかなっていうところが、
0:12:48	理解できないので、そういったような工夫はしていただきたいというふう に思ってますんで、
0:12:53	なぜ先ほど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:55	商取引の部分が、なお書きかって言いますと、
0:12:59	それは正直言いまして行政処分の範疇じゃないと思ってるからなんですね。
0:13:04	例えば、原子燃料部門があいみつをとる。
0:13:09	ということが保安規定に書いてあったとして、
0:13:13	それが保安規定の認可の、
0:13:15	処分の効力の範囲内にあるとしたら、
0:13:18	原子燃料部門以外があいみつをとろうとしたときには、違反になってしまうので、でもそれってそもそも、
0:13:25	そういうことじゃないですよ。
0:13:28	我々は思ってるんですね。
0:13:30	ですのでその辺はしっかり書き分けていただいて、行政処分の範疇じゃないけどQMSの体系の中としてそういうことは、
0:13:37	書いておきたいということについては我々否定するつもりはありませんので、書き方として工夫をしていただきたいなという。
0:13:45	ところが、我々の考えているところです。
0:13:51	よろしいでしょうか。
0:14:01	九州電力の植村でございます。ご指摘の点、保安規定の五条、組織の職務についてですが、各、
0:14:11	部門、各部長が実施する業務につきましては、各保安規定の4章ですとか5章、それぞれの条項において定められておりまして、それぞれの文書の中で見れるものだと考えております。で、
0:14:25	ただしながら資材調達部門、原子燃料部門等につきましては、運転上の制限ですとか、そういったものがございませんので、こちら保安に関する組織としまして、
0:14:37	資材調達、
0:14:40	等を行うと。
0:14:41	いうふうな記載をしてございます。
0:14:44	その中で現在いただいている本委員会いただいている本規定、
0:14:49	を踏襲しまして、組織も変わることなく、
0:14:54	失礼しました。部門が変わるということと、組織の業務内容は変わらないというところで、今回の原子燃料部門が原子力管理部門、
0:15:04	統合するというような申請をしてございます。
0:15:15	原子力規制庁数です直接的に聞きますけれども、
0:15:19	原子力技術部長の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	もう職務、それから、
0:15:25	組織、
0:15:27	四条、
0:15:29	のところで、
0:15:30	先ほど言ったように調達先の技術的な評価をしたりだとか、
0:15:36	それを認めるための何かしらの、
0:15:40	作業、そういったものがあるというのは、現時点の被災で、私は読み取れるところがないと思ってるんですけども。
0:15:49	具体的にどこにありますか。
0:15:53	失礼しました九州電力の植村です。私の説明がちょっと悪かったかもしれないんですが、原子力
0:16:01	調達先の評価選定等に関する業務の中で原子燃料部門は、原子力技術部門が受けた技術的評価の内容をもとに、
0:16:13	供給先の選定等を行うという意味で等を記載してございます。
0:16:21	原子力規制庁スズキでそこについては前回もお話しましたけれども、
0:16:26	というふうに読むところは、
0:16:28	商取引のところなのか法案の業務に関するところなのかを、
0:16:33	明確にしたいというのが前回のヒアリングの趣旨で、
0:16:37	前回のヒアリングの趣旨からすると、
0:16:40	品管規則等に関する
0:16:44	ところでいうような調達先の評価選定は、
0:16:47	原子燃料部門ではなく原子力技術部門でやられていると。
0:16:52	いうふうに説明を受けたんですけども、なぜそこがまた元に戻ってしまうのかよくわからないんです。
0:17:00	今言っている原子燃料部門がやってる調達先の評価選定というのは、
0:17:05	保安に関する業務のところではなくって、商取引のところじゃないんですかっていうところを前回聞いてそうですとお聞きしたつもりだったんですけども、
0:17:13	そこを明確にしていただかないと、
0:17:16	わからないと言ってるし、同じ言葉で、
0:17:19	原子力技術部門に評価選定っていうのが入っていて、原子燃料部に評価されて入っていると。
0:17:26	どちらが責務を負ってるんですか、どちらの職務なんですか、はっきりしてないじゃないですかと。
0:17:32	なってしまうので、先ほど言ったように言葉を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:36	考えていただきたいと。
0:17:38	言っているんですけども、
0:17:44	九州電力の田仲です。
0:17:46	ちょっと鈴木さんの言ってることをちょっと一度確認させていただきたいんですけども、
0:17:52	基本的に
0:17:54	結論から言いますと原子燃料部門は、事業者の判断で、その保安規定の5条に、職務を、
0:18:02	書くのは構わないけども、
0:18:06	不安に関する業務かどうか、わかるように、明確に今書いているのが評価選定等に関する業務って書いている。
0:18:14	そこをちょっと、要は商取引キーがわかるような表現に直して欲しいという、
0:18:21	ことで、
0:18:22	そういった理解でよろしい。
0:18:24	原子炉規制庁鈴木です。実際にこれ、3月の17のヒアリングで聞いたところだと、
0:18:30	現在の記載に書いてある原子燃料部門を実施する調達先の評価選定等に関する業務のうち、
0:18:37	実際の保安の業務はこの等にしかなくて、
0:18:41	評価選定は原子力技術部門がやっていると、これ保安の業務だけですよ、保安に関する業務だけですよ私が言ってるのは、商取引のことは除いて、
0:18:51	なので、今の記載から読めないんですよ。
0:18:54	原子力技術もやってることを例示して、原子燃料部門に書いてあって、
0:18:59	それ以外の等が原子燃料部門ですっていうふうに言われても、この文章では読めないってこと。
0:19:06	そこをはっきりしないとわからないでしょっていうふうに、
0:19:11	わかりました。現状その評価選定っていうのは商取引の部門で、今書いているのは、要は
0:19:20	技術の本で、例えば原審三菱原子燃料工業とNFIIいいですよといったとき、
0:19:28	に、そのどちらかを選ぶときの評価、商取引所の評価をやって、その中から例えば1社を選ぶとか、そういう選定っていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	そういった行為を今ここに書いてるんですけども、それはもう保安の業務と紛らわしいから、そこはもう書き分けてくれというような、
0:19:47	そういったコメント、ご趣旨っていうことで、まずよろしいでしょうか。
0:19:52	研修規制庁スズキその通りです。
0:19:56	わかりました。あともう一つちょっと先ほどうちのウエムラの方から話した内容で、
0:20:02	フアン規定の五条の(7)ですね原子力技術部長の業務を書いてあるんですけど、
0:20:10	ここに書いてある業務っていうのは、以降の
0:20:14	ね、4章、
0:20:16	4章とか5章とかで、
0:20:19	部長が行う業務っていうのを
0:20:23	ピックアップして、そこにこうずらずらずらっとう書いてある。そこは他の部長のところの業務の書き方と同じような書き方になってるんで、
0:20:34	ちょっとこの部分はまた例えば
0:20:37	評価選定に着目して記載すると、ちょっと他の部長の業務との書き方でちょっとトーンに差が出てくると。
0:20:46	ということでちょっとここはこのままでいきたいということで先ほど植村の方が話した内容と、
0:20:53	原子力規制庁スズキです。素行に、後述してるのであれば、工事してることをリンクしたりだとか、
0:21:03	しとかないと、結局、そこを読んでどう繋がっているのかっていうところが、
0:21:08	わかるのかどうかちょっと私には今のところ理解できなくて、
0:21:12	例えば、
0:21:14	下、今書いてある5条のところに書いてある原子力技術部門が実施する発電所の法案、
0:21:21	活動を統括する、この中に、実際の業務を実務するところが入っていることを、
0:21:29	これで読めるようになっているってことですか。
0:21:34	まず統括するってことと業務を行うって、
0:21:39	多分書き分けられてるんですけどね。
0:21:46	まずそこをはっきりした方がいいと思うんですけど。
0:21:49	統括することと、実際業務をするっていうことは、書き分けてるか書き分けてないのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:07	九州電力の田仲です。
0:22:08	ここ主語は部長が担ってるので、その統括するっていうことは、
0:22:15	まあまあ部長として統括すると。
0:22:17	耳を変え、
0:22:19	でありまして業、技術、原子力技術部門の業務は何かっていうとそこ の、
0:22:27	前段で書いてある、
0:22:29	保安並びに輸入廃棄
0:22:33	管理に関する活動っていうのが、部門の活動になる。
0:22:40	原子力規制庁数日です。
0:22:44	でも、
0:22:45	業務を行うっていうところは、
0:22:49	部長はではないってことなんですか。
0:22:53	部長はあくまでも統括するだけであって、部門が業務を行うんだって いうことが、
0:23:00	書き分けているってことなんですか。
0:23:08	九州電力の植村でございます。どうぞ。主語としまして誰が何をすると いうところで、部長、原子力管理部署が業務の統括をする、保安に関す る活動を統括すると記載してございますが、
0:23:21	江藤、保安に関する業務自体がまず多岐にわたりますので、ここで書き きれない、各、
0:23:28	基準類で行うべき業務を含めまして、
0:23:32	保安に関する活動を統括すると記載してございます。それから、そのま た以降につきましては、先ほど申しました通り保安規定で記載されてお ります業務の内容としまして、
0:23:46	それぞれの
0:23:49	関する業務を行うと記載してございます。
0:23:57	うん、原子炉規制庁宗ですけ結局、
0:24:00	部長は統括することも業務をすることもあるということ。
0:24:05	ですよね。
0:24:09	はい、九州電力の植村です。その通りでございます。
0:24:12	原子炉規制庁宗ですそうするとやっぱり統括するっていうことで実際に 業務を行うっていうのは、
0:24:19	同じじゃない一般的には何か同じじゃないと思うんですけど、同じことを 指してるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:29	九州電力浜田でございます。的場統括と業務をするの違いですけれども、マネジメントシステムを構築する際は、
0:24:37	いわゆる
0:24:38	個別具体的な業務、
0:24:40	もありますけれどもその不適合管理であったりとか、
0:24:43	いわゆるその組織横断的なプロセスとしてですね、実施する、文書管理とかもありますけれども、
0:24:49	いわゆるそういうものが本保安活動、
0:24:52	ファン、保安活動のためなので、
0:24:54	プロセスに含まれていますのでそれを含めた全般的なものを、
0:24:59	自分の組織に対して展開してヤダ前を総括するという意味でまずはその機密全般的な活動総括、自分の部門に対して総括しますよという、
0:25:08	リード文があった上で、意外とその保安活動の個別具体的な業務に対してはその業務を実施する時に起こっていますと。
0:25:16	そういう表現で書き換えさせていただいてると。
0:25:19	ニイヌマ状態以上。
0:25:22	原子力規制庁するです私のQMSの一般的な理解は、
0:25:27	業務をするっていうのは、実行者であって、
0:25:30	最終承認者ではないと思ってるんですよ。
0:25:34	統括するっていうのは、多分最終責任者なんだろうなっていうふうに、
0:25:39	思えるんですよ。
0:25:42	なので、
0:25:44	最終責任を負っていること自体が職務だと思ってるんですよ。
0:25:55	そそういう書き分けにはなっていないということです。
0:26:00	肺気腫電力のものです。
0:26:01	統括責任者がすべて、最終的な決定が総括記者、総括と言われていた加来部長が、
0:26:10	最終的な責任者。
0:26:14	意思決定をした人でないとおかしいという、
0:26:19	お話活動いたしましたけれども、原子力成長期続きですおかしいと、なんて言ってなくて、
0:26:24	QMSで、セキもおっ責務について、
0:26:29	明確にするって言った時には、
0:26:32	最終責任を負う方が、
0:26:35	それについての職務を負っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:39	つまり=それはその権限、
0:26:42	持っているイコールだと思ってるんですね。
0:26:47	だからこそ、セキも負うべき。
0:26:49	なわけです。
0:26:51	で、一方で、単に、
0:26:53	実施するという実施者は責務を負ってなくて、単に実施するだけだ と思う。
0:27:00	だからその上に必ず、
0:27:02	責務を最終承認者がいると思ってるんですけども、
0:27:08	そういう観点で、最終責任を負うものが、
0:27:13	統括するという書き方になっていて、単なる実施するものは、
0:27:19	業務を行うって書いてあるのかなっていうふうに読んでたんですけど。
0:27:24	そういうことではないってことですか。
0:27:27	九州電力はモードです。
0:27:30	すいません私の理解のためにちょっと繰り返させていただきます。今、 統括するソフトウェアの業務を実施するって書いてある立て付けになっ ているので、
0:27:38	企画部長が営業を実施するというと、
0:27:42	その人が責任を有する。
0:27:45	ふうに読めないんじゃないですかという、
0:27:49	原子炉規制庁杉ですということだと思っているので、
0:27:55	単なるそれは、
0:27:56	実施するだけであって、結局ここで職務と言ってるのは統括することだ けなのかなっていうふうに今、
0:28:05	思ったんですけど、そうでもないような感じだし、結局、
0:28:10	先ほど言った、
0:28:13	原子燃料の調達先の技術的な評価だとか、
0:28:18	選定をする人たち、選定するのはこれ保安に関する業務の一環として 設定する人。
0:28:24	で、
0:28:26	誰が最終承認者なんですかね。
0:28:30	原子力技術部長でもない。
0:28:38	九州電力原子力技術部門の吉永でございます。回答させていただきます。
0:28:43	先ほどの、供給者、原子燃料の供給者の技術的評価。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	は、
0:28:48	最終承認者は、原子力に、
0:28:52	原子燃料技術グループ長であって原子力局長ではございません。
0:28:57	で、先ほど植村の方からも説明。
0:29:01	させてます通り本店、保安規定、第五条(8)のまた以降の、例えば前回のヒアリングでもお話になりました燃料の取りかえ等というところで、
0:29:12	原子力部長が出てくるのは後段の 95 条で、原子力庁が最終承認をしている例えばその取替炉心の安全性といったところがあるんですけどもそういったところに関しては、
0:29:23	原子炉技術部長が最終承認を行っております。
0:29:27	以上です。
0:29:32	原子力規制庁数ですやっぱりちょっとよくわからないので、
0:29:38	等、
0:29:39	先ほど言われた別の章のところも含めて、改めて確認をして、
0:29:46	まず、
0:29:47	ここの、
0:29:49	誰が、
0:29:50	四銀を置こう立場なのかっていうところが、
0:29:55	明確に、
0:29:57	ならない限りにおいてはここの記載が何を書いているのかちょっとよくわからないので、
0:30:03	それも確認させていただきますけれども、
0:30:08	これ原価発電所の高燃焼の燃料導入等の設置変更の添 5 において読んでいてもよくわからないんですけど、
0:30:18	各部長がいて、各グループがあって、
0:30:23	各グループのどの業務を、
0:30:26	どの部長が負っているかも。
0:30:29	組織表を見てもわかんないんですよ。
0:30:32	グループは、部長の人に直接ぶら下がってるんじゃないかって、
0:30:37	もっと上の方から発電部門か何かぶら下っていうふうに見えるし、
0:30:42	結局、
0:30:43	誰が何やってるのか。
0:30:45	これが一番重要で、
0:30:48	この法案に、のために講ずべき措置に必要な、
0:30:54	というところで、どの法案のために講ずべき。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:58	措置必要な、
0:31:00	ものを誰がな、どういうふうにやっているのかで、それが漏れなくちゃんとやられて、
0:31:08	どの人が所職務を持っているのか。
0:31:16	そこがちゃんとパーツが埋まらないと。
0:31:20	実用炉規則の 92 条 1 項 3 号って、
0:31:24	これで確認できたって言えないと思うんですね。
0:31:30	一方で、先ほど、別の申請ですけど、
0:31:36	高燃焼度燃料導入等の設置変更の. 5。
0:31:41	のところも話しましたが、技術的能力があるっていうところも、
0:31:45	結局誰が何やって、それに必要なリソースがちゃんとあるので、
0:31:51	能力がありますっていう話をしてるんですけど、結局誰が何やってるか わからないのにリソースありますって言われても、
0:31:58	どこにどんなリソースがあって、そのリソースで何を達成できるのかやっ ぱりよくわからないとなっちゃうんですよ。
0:32:06	もし先ほど言われたようにグループのところまで登場させる必要がある のであれば、グループ間でしっかり書いていただく必要があると私は思 いますし、
0:32:14	いやそこまで書く必要はなく、部門長、
0:32:18	の縦割りにおいて、
0:32:21	すべての保安の業務、
0:32:23	が説明できている。
0:32:25	そのQMSがしっかり確立できているってあれであれば、
0:32:29	それだけの説明でいいと思うんですけど。
0:32:32	そういう観点で現状の保安規定は記載されているというふうに理解して よろしいですか。
0:32:40	で現状の方が来て読めば、
0:32:43	基本、商取引がかかってくるところ以外について、
0:32:48	読んでいけばわかるようになっていると。
0:32:50	そういうことでよろしいですか。
0:32:52	であれば私の方で再度確認して、わからないところがあれば、また別途 お聞きするようにいたします。
0:33:10	技術能力でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:32	九州電力の植村でございます。先ほど鈴木さんの方が最後におっしゃられました、部門長がするよう分を統括するというので現状記載しております、
0:33:43	その部門員グループ等につきましては九州電力の各基準類のもとに、それぞれ規定した職務について、各グループが、
0:33:55	するように定めてございますので、保安規定に関しましては現状の記載であると考えております。以上です。
0:34:04	吉尾規制庁スズキつまりそのグループっていうのは二次文書等で、
0:34:10	実際に業務をする人たちを変えているだけであって、職務がそこに落ちているわけではないと、そういう理解ですよね。
0:34:19	要するに先ほど言った職務、誰が責任を負っていて、
0:34:23	誰の権限で実施するのかっていうところは、
0:34:26	部長レベルにおいて保安規定でしっかり定められているということでもよろしいですね。
0:34:32	九州電力の植村でございます各規定文書におきましても、誰が、どの部門がというのは誰が部長がというふうに、
0:34:41	実施する、実施者については明確になった上で二次文書等に記載されておる、おります。以上です。
0:34:49	はい、原子、原子炉規制庁鈴木です。実施者については別に構わないです。
0:34:54	私が今気にしているのは、
0:34:57	責務、
0:34:58	ですので、最終責任を大内戸田と、いうふうに理解していますので、
0:35:05	実施者は、それぞれ二次文書の方で、
0:35:09	これについては誰が実施しろと。
0:35:11	そういうふう書いてあるってことについては別にいいと思いません。
0:35:21	A級連続ハマダです。鈴木さんの、
0:35:24	一番
0:35:27	先ほどご指摘いただいている点についてですけれども、
0:35:31	保安規定に書いている部長がどういう権限、責任を負っているかと。
0:35:36	いうところがポイントになるんじゃないかと。
0:35:38	理解しております、
0:35:40	マネジメントシステム全般、自動審議部門の範囲内に、
0:35:45	総括的な総括するという表現を用いてますけれども、
0:35:49	その上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:52	その部門が実施する業務にですね、その部長が責任を負うというふうに読んでいただければと。
0:35:59	考えております。
0:36:03	原子力規制庁数ですはいそのつもりで読みますので、確認してまた改めて必要であれば、
0:36:10	質問をしたいと思います。私からは以上です。
0:36:19	今日は以上になりますけれども、
0:36:27	東京支社経由して、一応、
0:36:32	本件、大分申請されたら大分時間経ちますし、原子燃料部長のところに關しては、
0:36:41	前回のヒアリングでもお話ししましたが、玄海発電所の
0:36:48	高燃焼度燃料等の導入に係る設置変更許可、これの添 5. 11。
0:36:55	関わってくるのだと思っておりますので、4月の18日火曜日に、
0:37:02	審査会合でまとめて、
0:37:05	説明をしてもらいたいと思っております。
0:37:13	高燃焼度燃料導入等にかかわらない部分の組織だとか責務を別に説明しなくていいです。今回、
0:37:20	シースコの申請で申請されている。
0:37:25	統括部門の廃止っていうことは別に、
0:37:28	簡単にさらっとして言っていただければいいですけども、
0:37:33	原子燃料部門が何をやっていて、どういう組織変更があるかっていうところはしっかり、
0:37:39	設置変更の方とあわせて、
0:37:41	一つの説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
0:37:48	資料作り等は、お任せしますし、
0:37:54	現状、高燃焼度燃料等の同時の設置変更許可の、
0:38:02	資料については、先日、提出していただいておりますので、その中でも書かれていると思いますけれども、そちら側の資料で、
0:38:11	原子燃料部門のことは説明できるということであれば原子力統括部門の話は、これまで提出されていた補足説明と、
0:38:20	使って、そこだけさらっと説明していただいても結構です。
0:38:25	資料作りは、そんな手を、
0:38:28	使って綺麗にする必要はないので、
0:38:31	内容がしっかり説明できれば、どんな資料でも構いません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:39	九州電力の田仲です。
0:38:42	ちょっと今鈴木さんのお話伺って、審査会合資料っていうのは、ちょっと どういう観点で説明すればいいのかがちょっといまいちぴんときて、
0:38:56	組織、
0:38:57	組織改正、
0:39:00	本規定で組織改正をする。
0:39:03	ことに対してこういうふうに変わりますというのを説明するのか。
0:39:09	それとも
0:39:10	保安に関する業務に、
0:39:13	該当するのかもしれないのかとか、
0:39:15	そういったことを議論するのか。
0:39:18	ちょっとどういう観点で、資料作っていいかが済ますみませんいまいち ぴんときてなくて、そこをもう一度、
0:39:24	原子力規制庁スズキですそれは5号、高燃焼度燃料導入等のところ で、
0:39:30	説明しようと思ってますし説明を受けたいと思ってますけれども、まず、
0:39:38	高燃焼度燃料と導入をするにあたって、
0:39:42	技術的能力があるということと、品質管理をしっかりとできるというところ は、
0:39:48	これは、
0:39:49	法案の業務についてしっかり説明をしていただかなきゃいけないので、 その中で、
0:39:55	今回原子燃料部門が組織改正をしたとしても、
0:40:00	しっかりその業務はできる技術的能力は有しているっていう観点で、
0:40:06	説明を高燃焼度燃料の導入の。
0:40:10	設置変更許可申請書の、
0:40:12	説明として指定していただきたいです。なぜしていただきたいって言うて るかっていうと、
0:40:17	現状そちらの設置許可設置変更許可申請書の方に登場しないからな。
0:40:25	登場しないから、
0:40:28	この保安規定の組織改正の保安規定の変更認可申請で組織が変わり ますってところは、
0:40:34	設置変更許可申請の方では説明は入り、するつもりはないですって言 われてるんですね。
0:40:41	でも、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:42	法案だけを持ってるのであれば、そもそも、
0:40:45	組織図が、現状、設置変更許可申請書で申請されているのは、現状の組織図ですので、
0:40:52	違いますよね。
0:40:53	実際にその数高燃焼度燃料と、
0:40:57	高燃焼度燃料導入とする。
0:41:00	設置変更の
0:41:02	工事、それから、
0:41:04	設計と工事をする。
0:41:07	時においてその断面では、組織改正された後ですよ。
0:41:12	ですのでそこでしっかり説明していただかないと、技術的能力あるのかどうか中途半端になってしまう。
0:41:20	そういう観点で原子燃料部門はフォーカスしてるんです。
0:41:31	九州電力の植村でございます。先ほど鈴木さんおっしゃられた点5の方に、原子燃料部門の記載がない。
0:41:41	座れます。
0:41:43	原子炉規制庁杉です。原子燃料部門は現状の組織において、
0:41:48	存在はしているけれども、設計及び工事のところでは登場しない。
0:41:54	それはテンジュウ1の品管においても登場しない。
0:41:59	それはなぜですか聞いていただくとですね、関係ないからです。
0:42:04	原子燃料の設計及び工事、工事ってのは調達も入りますよ。
0:42:10	そうですね。説購入する時に調達に、外部調達するところはしっかり工事の方法として記載されますよね。
0:42:18	それで受け入れて検査して、
0:42:20	実際これ使えるんだっていうところになるという流れがしっかり書いてありますので、
0:42:27	それに登場しないって言うてるんですけど、現状は法案の業務にかかってくるわけですね原子燃料部、
0:42:34	要するに登場しないわけじゃないんですよ。
0:42:38	あそこをしっかり組織改正しても、
0:42:42	これまで持ってた技術、技術的能力を引き継いでいますとか、
0:42:48	そういう説明がないとおかしいですねっていう話を、
0:42:52	設置変更許可申請の方で言いたいんですよ。
0:42:56	でその説明今までまだ一度設けてないから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	九州電力の植村でございますちょっと繰り返しになるかもしれませんが、申し訳ないんですけども、
0:43:14	原子燃料部門は、
0:43:17	原子力技術部門が実施した供給者の、
0:43:22	原子力技術部門が実施した設計であるとか、燃料の内容について、技術的評価の内容を踏まえて、資材調達に係る業務をしております、
0:43:36	交流、
0:43:38	テンゴウ技術的能力に係る業務を、
0:43:41	しているかしていないかというところの論点になるかと考えてますけれども、そこは間違っていない、認識として間違っていないでしょうか。
0:43:50	原子炉規制庁鈴木ですその通りです。
0:43:54	で、九州電力植村です。現状整理としましては、設置許可の添5におきましては、燃料の設計等の業務は原子燃料部門は実施しておりませんので、
0:44:07	入っていないという認識でございます。はい、原子力規制庁スズキですねその認識は同じです。私が言ったような工事に関わるんですよっていうことを言ってるんです。
0:44:18	設計及び工事について、技術的能力があるかどうか。それから、
0:44:24	運転について、保守について能力があるかどうかというところを展望では見るので、
0:44:31	今、
0:44:32	実際にこれまで聞いた内容ではおそらく工事の一部分を、原子燃料部門が担っているのかなっていうふうに、
0:44:40	思っているんですけども。
0:44:43	多分、運転とか保守には関係ないですよ。これまでの説明からすると、
0:44:48	そこはしっかり自分たちで申請されている内容なので、
0:44:52	担当が違うとかそういうことじゃなくて、
0:44:55	九州電力としてどういう組織で何をやるかってところは、
0:45:00	どの申請においても同じはずなので、
0:45:04	そこはしっかり説明してください。
0:45:07	それぞれに関して今回、この保安規定の変更認可申請については、
0:45:13	組織がスライドするだけでこれまで持っていた技術的能力から変わらない責務から変わらないっていうところが、
0:45:21	見ればそれでいいだけなんで、この申請に関しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:30	はい。九州電力浜田です。松崎さんの今ご指摘あった部分、
0:45:36	いわゆる調達管調達に関する部分、ベース燃料部門も関与していると言うことは、その後の工事とおっしゃる、おっしゃられたというところで、
0:45:47	いわゆる設計、
0:45:49	工事っていう趣旨、言い方だと、その後の燃料の調達の工事の中に含まれるでしょうと。なので、
0:45:56	この燃料の調達に原子燃料部門が入っているのであればその工事のところには、
0:46:02	リズムも含まれるんじゃないですかと、そういう話かなと。
0:46:06	理解しています。今の我々の記載のスタンスとしましてはいわゆる設計工事の技術的能力を保証している範囲には、
0:46:14	いわゆる、本当の原子力のコアの部分以外のを、うん。
0:46:19	野間町ターン商取引を商取引を完結させるために保安活動、
0:46:24	保安に関する組織に入れている原子燃料部門は、含めていないというのが我々の今の整理ではございますのでそのような立て付けの整理、
0:46:33	ご説明することになるかと思えますけどそのような話でよろしいですね原子力規制庁スズキですまだわからなくて結局、
0:46:43	原子燃料部門が保安に関する業務を持っているのか持っていないのかもはっきりしてください、なんか今の話だと結局商取引しかやってませんっていう、
0:46:51	話に聞こえるし、
0:46:55	結局、原子燃料ホームは保安の業務やってるんですかやってないんですかっていうところも、改めて説明してください。で、
0:47:02	もしやってないっていうのであれば、先ほど私が言ったように、行政処分の対象じゃないというふうに思うので商取引に関しては、
0:47:11	そこはだって、そんなところまでは、縛ってたらですね、何もできませんよね。
0:47:18	皆さん商売する前、
0:47:20	それは炉規法じゃないですよ、商売のところに、
0:47:25	なのでそこははっきりしていただいて、自分たちが本当にここでしっかり責務を負って保安の業務を遂行してるできるんだって。
0:47:34	いうところを、許可の方では説明していただくし、保安規定では、それにし、
0:47:39	応じて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:41	保安規定規定はというふうに記載をしているんだっていうところをしっかりと説明していただかないと、
0:47:47	何を認可したらいい。この、この申請で何を認可したらいいかわからないんですよ。
0:47:57	九州電力浜田です。
0:48:00	増井さんが心配していただいてコメントいただいている部分がいわゆる、
0:48:04	保安活動、我々が事業者の保安活動、
0:48:08	保安の組織として、
0:48:10	診療部門以外でもいいですか。
0:48:12	原子力のIVナース、技術的な部分というのを見ないところも含めている。
0:48:17	ていうのは
0:48:18	それはそれでありつつも、
0:48:20	法案、
0:48:22	たつと、いわゆる本活動の本質といいますか。
0:48:24	原子力
0:48:26	の技術的な、
0:48:27	部分に関する活動、
0:48:29	そのものに該当しない。
0:48:32	部分。
0:48:33	もう、ある、ありますよねと。
0:48:35	であるので、
0:48:39	コウノ境界線を曖昧にしないまま、原子燃料部門も保安活動をやっていますって1括りに言ってしまうと、
0:48:45	原子燃料部門も、いわゆる原子力のコアの部分も見ているというふうになっちゃうので、
0:48:52	その境界をしっかりと、
0:48:56	今期TM立て付けのところから含めて整備して、
0:49:00	お示しすると。
0:49:01	そのような理解でよろしい。
0:49:03	優秀規制庁数日、正直言って、私も前回のヒアリングから今回向けて、やっぱりもうわからなくなったので、
0:49:11	そこははっきり説明してください。
0:49:13	で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:14	保安に関する業務って何ですかってそんなのは規則に全部書いてあるので、
0:49:19	その規則の一つでもわずかでもほんのちよっぴりでもやってたら、それは保安の業務やってるんですよ。
0:49:26	そしたらそれは絶対登場していただかないと、我々、技術的能力あると言えないしその組織でしっかり仕事ができるかっていう保安規定として認可することができないので、
0:49:36	そこはつきりしてください。
0:49:48	すいません九州電力の田仲です。
0:49:51	先ほども鈴木さん
0:49:54	保安に関する業務っていうのは、どっか、法律か何かできっちり書いてるっていう
0:50:01	そのどこの法律のどこで変えてるっていうのをちょっと、もしよろしければ、教えて。
0:50:06	原子炉規制庁鈴木です。皆さんが、
0:50:09	手続きされている設置変更許可の、
0:50:13	申請書の中で添付 11 がありますよね。
0:50:16	その中で、保安に関する品管規則に、
0:50:20	適合している説明がなされているはずですので、
0:50:24	品管規則の中のどれか一つにでも、原子燃料部も扱っているっていう手続きがなされているのであれば、
0:50:33	そこに登場するってこと。
0:50:37	いや鈴木さんのおっしゃってるのは次は品管規則に出てこれてきてない。
0:50:45	ここに関しては、保安に関する業務には該当しないと。
0:50:51	原子炉規制庁鈴木です。品管規則も、
0:50:55	保安に係る品質管理、
0:50:58	として求めていますので、
0:51:00	あくまでも保安の業務
0:51:03	バラバラで我々要求してるわけじゃなくって、
0:51:06	保安に関する業務、何をやるべきですかっていうところを求めている、
0:51:12	その内容に関連する設備とかそういった人とかっていうところについてしっかり、
0:51:18	規制を枠組みを作って、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:20	それについて、事業者がどういうふう to それを運用していくかってのは保安規定の中でしっかり見ていきますと。
0:51:28	保安規定もこれ保安に関する業務として定めるべきものであるということを書いてますので、
0:51:36	九州電力の田中です。もう一度聞きますけども、要は品管規則に書いてある、
0:51:42	内容、行う業務、
0:51:46	が、保安に関する活動すべてであり、
0:51:50	書いてない内容については、保安に関する業務に当たらない。
0:51:57	品管規則に書いてなかったら関係ありませんということは一言も言ってなくて、炉規法全体として、
0:52:04	そこについてかかるものについては全部見ていただかなきゃいけないですけども、その中に、
0:52:10	先ほど言ったようなあいみつをとるだとかという、そういったのは入ってないですよ。
0:52:16	入ってます。入って入ってるって何かどっかに書いてあります。
0:52:21	九州電力ハマダてる。ええ。
0:52:23	秘密を取るというよりはですね我々事業者としてこの保安規定の補正させていただいた際にですね
0:52:33	当時資材検診の分も入れたわけですけども、
0:52:37	その時にその
0:52:38	いわゆる当時の
0:52:39	品証計画ですね品証計画を確実に実施するための体制として、
0:52:46	いわゆるその調達管理、
0:52:48	ですね。
0:52:50	をしっかりするために原子燃料部門を入れたという、
0:52:53	経緯がございますそれを説明したところですけども、そういう意味ですね
0:52:59	いわゆる技術的かどうかにはよらず、
0:53:03	供給さんの選定評価の部分は
0:53:07	ちょっと最後まで通すにはその次第に原資にいる分もいるというところに入れてますので、今の
0:53:14	お話からすると資材原資年度分も保安に関する組織がどう、
0:53:19	本活動するんですか、しないんですかっていうと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:22	それに対しては保安活動しますということになってしまう、何なり、なりませんが、その上で、
0:53:31	防護のですね技術的能力に対して、
0:53:39	次第と保険診療の技術的能力を、
0:53:42	まず、
0:53:43	示さないといけないと。
0:53:47	ということになるのでしょうか。
0:53:51	原子炉規制庁杉下もそれと折田逆で、
0:53:54	設置変更許可が最初なので、
0:53:57	設置変更許可によるものであるのが保安規定の、
0:54:03	一つの認可条件ですので、
0:54:07	まずまずはそっちだと私は思ってるんです。その中で、
0:54:13	言い方悪いですけどあいみつも炉規法。
0:54:16	を遵守するために必要ですっていうことであれば、
0:54:20	それを書いといても別に構わないですよ。
0:54:25	私はなぜ必要なのかわかんないけど、
0:54:27	あいみつ行為がなぜ炉規法を遵守するのに必要なのかわかんないんですけど、
0:54:33	一方で別にそこはね、
0:54:35	それはあくまでも商取引の子活動ですと。
0:54:39	でもそれは保安規定の中に書いておきたいんですと。なぜなら、九州電力のQMSはそうなっているからですと。
0:54:46	いうんだったらそう書けばいいだけじゃないですかというのを先ほどから言ってるんですよ。
0:54:55	それをなお書き等で書いとけばいいんじゃないですかと。
0:55:02	私別に、九州電力のQMSを否定してることは何も無い、なくて、
0:55:08	九州電力のQMSはそういったところも含めて、
0:55:14	組織の企業内の統治をしているんです。
0:55:19	その当時がトップマネジメント、
0:55:21	の、
0:55:22	ポリシーとしてあるんですっていうんであれば別にそれで、そういうふうにQMS作る分には別に私は何もおかしいと思ってないですよ。
0:55:33	ただ、保安規定に書くときには、
0:55:36	保安に関する業務と、
0:55:38	それ以外の商取引等に関するところは、同列に書かれちゃうと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:45	あいつを取らみたいところまで、
0:55:48	行政処分の
0:55:50	対象に、
0:55:51	意図せずになっちゃったりすると、面倒くさいんじゃないですかって言うてるだけ。
0:56:15	九州電力の植村でございます。ちょっと私の認識が正しいかちょっとあやしいところもあります申しわけないんですが、今、記載しております。
0:56:30	評価選定等のさらに、
0:56:36	商取引等を行うという具体的に記載をすればどうかという、
0:56:41	お話ですが、
0:56:45	ここまで、
0:56:46	具体的に書く必要が
0:56:49	あるというのは規制庁の認識として例えば全電力としてもそういうふうにするべきだという認識で間違いないでしょうか。
0:56:59	原子炉規制庁驚見です。我々が処分するのは、
0:57:03	保安規定に関しては、保安に関する業務、
0:57:06	の部分だと思っているので、
0:57:09	商取引のところについて書くべきだったってことは一言も言ってないです。
0:57:15	書きたいんだったら下うまいこと書いてくださいって言うてるだけなんです。
0:57:20	皆さんの仕事をする上で、ダブルスタンダードなんかしたくないですよね。
0:57:26	一つのスタンダードに基づいて仕事するのが一番効率的だし、効率よく品質を管理できることだと思っているんですよ。
0:57:37	そのために、行政手続きをするためにダブルスタンダードにしたら、これ本末転倒ですよ。
0:57:45	だとしたら、それごと丸ごと、九州電力の品質管理のパッケージを保安規定の中に持ち込ん本には、私は否定はしませんよ。
0:57:54	ただ否定しないけど、
0:57:55	行政処分の範囲が、
0:57:58	保安に関する業務じゃないところにまでおよんでしまったら、
0:58:02	面倒くさいのは九州電力だと思いますし我々もそんなところまで、
0:58:07	行政的にね。
0:58:08	管理監督する立場じゃないと思っているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:12	そんなところ面倒くさいところは、書き方を工夫して書いたらどうですか って言うだけなんですけど。
0:58:21	はい。九州電力濱田です。
0:58:23	お話は理解したつもりではいるんですけども、
0:58:29	まず、
0:58:30	何といたしますか
0:58:32	我々事業者として本気で一番最初ですね 1016 年 当時申請したとき に、いわゆるその世代とか原子燃料部門も、
0:58:43	その組織に入れなさいというのを指示された田尻されて入れたものと、
0:58:48	認識しておりますので、いわゆるその保安活動に対して、
0:58:54	スライド 品種燃料部門も、
0:58:57	対象ですよというのは今まで我々国含めて、同一の県認識だと、その元 に今、動いていたので今そのようなお話をさせていただいてるんですけれど も、
0:59:09	今そういうようなご認識ではないと。
0:59:13	原子力規制庁数です
0:59:15	私がそう思っていないとかじゃなくて、
0:59:19	玄海は、原子力発電所の高燃焼燃料導入等の設置変更において、
0:59:25	原子燃料部門は、
0:59:28	その設置変更に関わる設計及び工事、運転保守、これらに一切かかり ませんっていうふうに言ったのが九州電力なんですよ。
0:59:39	でも今の話だと関わるじゃないですか。
0:59:43	じゃどこが変わるんですかはっきりしてくださいって言うだけなんです よ。
0:59:48	全面的に関わりますっていうんだったら初めから申請してくださいよ。
0:59:53	なぜ入っていないんですか。
0:59:54	これ今この、この申請、保安規定の話じゃないんですけども、
1:00:00	違う申請の、
1:00:02	の中で違うことを言うてるから、
1:00:05	原子力規制庁がその調整をしてるんですよ。なぜ我々が調整しなきゃ いけないかわかんないですけど、
1:00:13	同じ、同じであれば同じこと言ってください。
1:00:22	議事録はまだです。
1:00:29	向後燃料側のとの繋がりがわからないというところですね 添付 11 の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:35	品質保証のところですね、レジデント部門が出てこないというのがですねまずちょっと一番大きなみずからと思ってます。あそこは
1:00:42	申し訳ないと思っておりますのでそこは修正者、修正させていただきたいと。
1:00:47	思っております。
1:00:50	原子炉規制庁宗です別の申請のことについてこの場で、
1:00:55	修正するとか何とか言わなくて結構なので、その
1:00:59	審査会合の場で合同でやりますので、一つの説明をしていただければ結構ですそれにおいて、どちらかの申請を補正しなければいけないのであれば、補正するとはっきり言ってください、それだけです。
1:01:13	はい、辻岡ハマダです承知しました。
1:01:20	すいません九州電力の田仲です。
1:01:22	ちょっと今、杉さんの言われた内容をちょっと、
1:01:26	私の方でもちょっとは、
1:01:29	ちょっと解釈しようとしてるんですけども、
1:01:32	保安に関する業務に事業者が入れるかどうか。
1:01:37	ていうのは
1:01:40	こちらの判断でっていうことで保安規定に関しては言われて、
1:01:45	だと思っておりますけども、
1:01:48	要は今、入れるにしても、要は今の原子燃料部長の業務がその調達先の評価選定等と書いてあると。
1:01:58	ここは、
1:02:00	要は、
1:02:03	原子、技術燃料部門の方が、
1:02:07	原子力技術部門の方がする。
1:02:10	技術的評価。
1:02:13	に、読めるので、この
1:02:16	書き方が紛らわしいと。
1:02:19	濃い要は、原子燃料部門を本規定に入れるならこの
1:02:25	要は業務の中身を、
1:02:27	見直して、例えばもう単純にその契約業務とか、そういう書き方にすれば、見て一目瞭然だと。
1:02:35	というようなことで、ちょっとこの記載を見直せば
1:02:40	いいのかなということで今ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:44	感じているんですけども、その辺はどうでしょうか。はい、原子力規制庁スズキです。
1:02:49	結局今までの説明で、誰が何をやらなきゃいけないのか、私はやっぱりまだ理解できてないので、そこをしっかりと書き分けて書かれたものを出していただければ、
1:03:00	それで確認します。
1:03:03	同じ言葉が、二つの部門に跨って書いてあるときにはわからないとはつきり言います。
1:03:09	誰が何を責任を負ってるかわからないのでそれでは、認可として手続きに入りませんと言いますので、
1:03:17	そこだけ理解していただく。
1:03:23	はい。わかりました。あともう一つ審査会合、次の18日の審査会合資料なんですけれども、
1:03:30	衛藤。
1:03:31	つまりちょっとどういった資料を準備するかっていったところは、要は今回保安規定改正によって組織改正が9電の中に行って行われると、それに対して
1:03:44	今の設置許可の申請が現状の組織の間に行ってなってる。
1:03:50	ということで組織改正が行われても、きちんと
1:03:54	ケースにフェンス上きちんと管理できると。
1:03:57	いうことを次の審査会合で説明するということ。
1:04:03	ちょっと資料をちょっと仕上げると。
1:04:06	いうなことで、よろしいんでしょうか。原子力規制庁そうです。この法案規定の変更認可申請についてはその通りだと思います。
1:04:17	設置変更の方は、技術的能力が、この組織において技術的能力があるってことを、
1:04:23	或いは実際に設計及び工事、
1:04:26	をやるってことを書いていただかないといけないので、
1:04:30	そこはそういうふうにか、説明されるんだろうなというふうに思います。要するに組織改正後の、
1:04:36	ミッションですね。
1:04:39	組織改正前に、
1:04:41	今の玄海の高燃焼度燃料と導入の。
1:04:47	セキ及び工事するわけじゃないですよ。
1:04:53	その変更に係る技術的能力を説明する段階においてはおそらく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:58	この組織改正の保安規定の認可後組織改正がされたり、
1:05:04	そういう状態で、
1:05:06	設計及び工事が進んでいくんだらうなっていうふうに認識しているので、
1:05:12	その組織において設計及び工事をするんです。
1:05:15	その能力があるんですって説明がなされるんだらうなと。
1:05:19	いうふうに思っています。それは別の申請の話ですけど、
1:05:26	この、この保安規定のす。
1:05:28	ところが、現状、そもそも、
1:05:31	能力があると言っている現状の許可ですね。
1:05:36	に対して許可による組織になっていて職務になっていて、
1:05:41	その組織改正をするにあたって、そのままその能力はあるんです、引き継がれますってことがしっかり説明されれば、
1:05:49	組織改正の保安規定の変更認可については、それでOKです。
1:06:00	それでは 18 日の審査会合の資料のイメージっていうのは、
1:06:06	そういった内容を説明すればよろしい。
1:06:09	すいません何度か
1:06:12	どういう組織になってどその組織で何をやりますってことを説明していただければいいんです。
1:06:23	それぞれ申請ごとに説明したいんであれば申請ごとに申請すべき内容説明すべき内容を説明していただいても、
1:06:30	結構ですし、
1:06:32	一つの説明として説明していただいても別に結構ですし、
1:06:36	それはどちらでも考えます。
1:06:40	すいません
1:06:41	それでは九州電力の芳賀ですけれども、
1:06:45	審査会合の手付っていうのはやっぱ 5 燃料というたてつけで、
1:06:51	たてつけ立付けは両方の申請の合同の審査としてやる。
1:06:59	例えばタイトルで言ってみれば、
1:07:02	玄海原子力発電所高燃焼度燃料導入等の設置変更及び、
1:07:09	川内原子力発電所玄海原子力発電所の組織改正の保安規定に変更認可申請。
1:07:16	この二つの審査についてという、
1:07:19	そういう、
1:07:20	会合です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	その中で、それぞれ分けて、資料を別々につくって説明されても結構ですし、関連するところは一つの資料で説明していただいても、どちらでも構いません。
1:07:35	申請のそれぞれの申請の内容が、
1:07:38	わかってかつ重複してるものは、一つの説明であればそれでいい。
1:07:44	同じ説明を何回やっても別に構わない。
1:07:48	それは資料の作り方は九州電力次第ですので、お任せします。
1:07:52	後者の方が何かつくりやすいですし説明しやすいですっていうことであれば、別々の資料を作って出していただいても構いません。
1:08:04	はい。九州電力の田中です。了解しました。
1:08:12	院長規制庁鈴木です。では
1:08:16	今後のスケジュールとして審査会合の話もしましたので、
1:08:22	規制庁側から確認したいことを説明したいことは以上になりますけれども、
1:08:28	九州電力の方から何か、今日のこと、
1:08:32	含めて、ほかに何か確認したいことがあればお願いします。
1:08:45	すいませんこちらからは特にありませんけども、九州電力本店側から何かありますか。
1:08:55	SE部本店イノウエですこちらから特にございません。
1:08:59	原子炉規制庁鈴木です。はい、ではこれで本日のヒアリングは終了したいと思います。ありがとうございました。
1:09:08	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。